

阿久比町議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿久比町議会災害対策会議(以下「議会災害対策会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、阿久比町において大規模自然災害の発生時に阿久比町議会及び阿久比町議会議員(以下「議員」という)の対応等を定めることにより、阿久比町災害対策本部(以下「町対策本部」という)と連携を密にし、被害の拡大防止及び復旧に寄与することを目的とする。

(設置)

第3条 阿久比町議会議長(以下「議長」という。)は、地震その他の災害(以下「災害」という。)により町対策本部が設置されたときは、これに協力するため、阿久比町議会内に議会災害対策会議を設置できるものとする。

(議員の対応)

第4条 議員は、議会災害対策会議が設置されたときは、議会災害対策会議に対し、自己の安否及び居所又は連絡場所を明らかにした後、状況に応じ地区等の情報収集及び諸活動支援に従事又は議会災害対策会議に参集するものとする。

(所掌事務)

第5条 議会災害対策会議は、災害に対応するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否、状況の確認に関すること。
- (2) 災害情報の収集・整理に関すること。
- (3) 議員及び町対策本部との連絡調整に関すること。
- (4) 町対策本部への協力に関すること。
- (5) 他自治体の議会対応に関すること。
- (6) 町対策本部への要望及び提言並びに国、県、地元選出国・県会議員その他関係機関に対する要望活動に関すること。
- (7) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第6条 議会災害対策会議は、議長、副議長及び各常任委員長をもって構成する。

2 議長は、議会災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 議会災害対策会議は、議長が参集基準に基づき招集する。

2 議長は、必要に応じ、その他議員の出席を求めることができる。

(町対策本部への要請等)

第8条 町対策本部への要請及び提言については、緊急の場合を除き、議長を通じて行う。

(町対策本部との協議)

第9条 町対策本部から議会災害対策会議に対して、緊急の判断を求められた場合は、議長及び副議長が協議の上、対処するものとする。

(庶務)

第10条 議会災害対策会議の庶務は、議会事務局が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。